

「奄美大島・徳之島」世界自然遺産登録5周年を契機とした誘客・周遊キャンペーン企画運營業務委託 仕様書

1 業務名

「奄美大島・徳之島」世界自然遺産登録5周年を契機とした誘客・周遊キャンペーン企画運營業務委託

2 事業の目的

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録され、令和8年7月26日に5周年を迎えることを契機として、奄美大島・徳之島に加え、同じく世界自然遺産である屋久島への誘客・周遊促進を図るキャンペーンを実施する。

また、「奄美パーク」開園25周年、「奄美群島国立公園」10周年、「世界自然遺産奄美トレイル」全線開通5周年などとも連携した誘客・周遊施策の展開を図る。

3 履行期限

令和9年3月31日（水）

4 委託業務の内容

(1) スタンプラリー

世界自然遺産に関するスポットに加え、奄美トレイルや屋久島のトレッキングコース、奄美群島及び屋久島の観光スポット、黒糖焼酎などの特産品に関するスポット等を対象としたスタンプラリーを実施する。

アイランドホッピング、フェリー周遊パスなどと連携したPRを図るとともに、現地エコツアーガイドについての情報発信を行う。

① 実施時期

令和8年9月から令和9年2月末まで

※ 実際の実施期間は、委託者と協議の上決定するものとする。

② 実施場所

奄美群島及び屋久島

③ ネーミング

スタンプラリーのネーミングについては、より誘客・周遊が図れるような魅力的なものを受託者より提案し、最終的に委託者と協議の上、決定すること。

④ スポット選定

スタンプラリーの対象となる観光スポットを選定し、スタンプが獲得できるスポット（以下「スタンプスポット」という。）を設定する。対象となるスタン

プスポットの施設・土地の管理者等への協力要請及び実施に関する説明については受託者が十分に行うこと。より回遊性の促進を図れるスタンプスポットを提案すること。

なお、スタンプスポットは最終的に委託者と協議の上、決定すること。

⑤ スポット数

概ね 120 程度とし、奄美群島及び屋久島への周遊を促進できる企画とすること。

⑥ システムについて

(ア) スタンプラリーに使用するシステムは受託者が用意し、実施期間中は 24 時間使用できるものとする。

(イ) スタンプラリーに使用するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとし、可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとすること。

(ウ) 参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録することにより、スタンプラリーに参加できるシステムとすること。

(エ) スタンプの獲得は、二次元コード及びスマートフォンのGPS機能等を使用し、電話・ネット回線の通信環境が悪い場所でもスタンプが獲得できるシステムとすること。

(オ) 参加者が獲得できるスタンプ数は、スタンプスポット 1 か所につき、1 つとすること。

(カ) スタンプ獲得の対象となるスタンプスポットやスタンプ獲得数について、参加者がモバイル端末のスタンプラリー画面から確認できるようにすること。

(キ) 参加者がスタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムにすること。

(ク) 実施期間における参加者等からのスタンプラリーに関する問合せや、システムエラー等に対するサポートについては受託者が対応すること。

(ケ) 獲得したスタンプ数に応じて景品の抽選に応募できる仕様とすること。応募区分は委託者と協議の上、決定すること。

⑦ 景品について

(ア) 獲得スタンプ数に応じて応募できる景品（景品名、数量、総額、景品単価）を提案することとし、提案をもとに景品の当選者数や景品は、委託者と協議の上、決定する。

(イ) 応募はモバイル端末のスタンプラリー画面上で行えるものとする。

(ウ) 景品は、観光客の参加が多数見込めるもの及び世界自然遺産に関連するものとする。

(エ) 景品に関することについては、不正景品類及び不当表示防止法に留意した上で設定することとする。

(オ) 個人情報、景品の抽選に応募する時点で収集することとし、景品当選時の連絡と発送のみに使用すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できるようにすること。

⑧ 広報・周知について

(ア) 参加者にコンテンツの内容を分かりやすく周知するため、ポスター・チラシのぼり旗等の広報PRツールを作成すること。広報PRツールの種類、内容、作成部数については提案とする。

(イ) スタンプラリー専用WEBサイトを開設すること。

(ウ) エコツアーガイドやモデルコース等で周遊・滞在を促進できるような情報発信の提案を行うこと。

(エ) 企画を周知するために効果的な広報を提案すること。可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。

(オ) ホームページやSNSに掲載することができるPDF及び画像形式のデータを作成し、提出すること。

⑨ 滞在時間、観光消費額の増加について

スタンプラリーの実施とあわせて、奄美群島及び屋久島内での滞在（宿泊）時間、観光消費額の増加につながる仕組みを提案すること。

⑩ 調査・集計

(ア) 参加人数や参加者の居住地の属性、各参加者ごとの周遊したスポット等について、デジタルによる手法を用いて調査・集計を行うこと。

(イ) 地元への経済効果（総滞在時間、観光消費額等）について分析等を行うこと。

⑪ 事務局の運営

事務局として、スタンプラリーに関する問合せ対応等、企画・運営に関する一切の管理運営業務を行うこと。

(2) ノベルティ製作

奄美トレイルの踏破賞としてノベルティ製作を行う。次年度以降も継続して使用できるようなものとする。

なお、スタンプラリースポットを設置していないコースを歩いた人も、踏破賞の対象とする。

① 企画提案

以下の観点を踏まえたノベルティを作成し、デジタルスタンプラリーと連動したキャンペーンを展開すること。

(1) 奄美群島及び屋久島のPRやキャンペーン配布に適していること。

(2) 幅広い年代に訴求できること。

(3) 持ち帰りやすく、実用性があること。

- (4) SNS等での発信につながる要素があること。
- (5) 自然環境の保全等に配慮していること。
- ② デザイン・製作
採択された企画について、デザイン調整、試作、製作を行うこと。
- ③ 提案条件
提案に当たっては、以下の条件を満たすこと。
 - (1) エリアやコースごとに複数種類作成するなど、参加意欲、収集意欲に訴求できる内容を提案すること。
 - (2) 単価及び製作数量を明示すること。
 - (3) 製作スケジュールを提示すること。
 - (4) 安全性及び品質に配慮すること
 - (5) 第三者の権利を侵害しないこと
 - (6) 配布方法・条件などを提示すること。
 - (7) 完走をチェックする方法を提示すること。
 - (8) 持ち運びや配布のしやすさを考慮すること。
 - (9) 令和9年度以降、当協議会又は奄美大島、屋久島等の自治体又は観光団体（協会等）において、継続して使用、複製等できるようにすること。

5 業務報告

- 業務終了後、以下の成果物等を委託者へ提出すること。
- (1) 業務完了報告書：実施結果を記載し、利用者数や県内への周遊結果等を記載した報告書（紙媒体1部及び電子データ1式）
 - (2) 実績報告書：（紙媒体1部及び電子データ1式）
 - (3) 本業務による成果品（広報制作物等）の電子データ1式
 - (4) 本業務の調査・集計に用いた電子データ1式

6 著作権・特許権等

- (1) 受託者は委託者に対し、本事業の処理及び成果物が第三者の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）を侵害しないことを保障する。
- (2) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版等はすべて委託者内での利用が可能なもののみ使用する。
- (3) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (4) 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用（ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (5) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。

7 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託者と十分に連携を取ること。
- (2) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (3) 特定商品の宣伝又はあっせん、情報の収集等営業活動に類する行為は行わないこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の執行にあたって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (6) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。